

岩手県告示第654号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成25年9月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者			居宅介護支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
有限会社 麻侑彩	奥州市江刺区愛宕字前中野88番地12号	奥州市江刺区愛宕字前中野100番地9	スマイル桜木指定居宅介護支援事業所	奥州市江刺区愛宕字前中野100番地9	奥州市江刺区愛宕字前中野88番地1	平成25年5月1日